

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人札幌南福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者とする。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5)費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の軽費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員及び非常勤役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。
2 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(職員を兼務する理事の報酬等及び職員給与の取扱い)

第4条 前2条の規定にかかわらず、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の支給)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度支給する。
2 報酬等は、現金により本人に支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

別表第1（役員の報酬）

1 常勤役員（職員としての給与を支給される者を除く）

2 非常勤役員

（1）理事

区 分	報酬の額
理事会への出席のほか法人業務のための出勤	日額8,000円を超えない範囲で

（2）監事

区 分	報酬の額
理事会への出席のほか法人業務のための出勤 （評議員選任・解任委員会への出席及び監査業務を除く）	日額8,000円を超えない範囲で
監査業務	同上

別表第2（評議員等の報酬）

区 分	報酬の額
評議員会への出席のほか法人業務のための出勤	日額8,000円を超えない範囲で